

平成28年(ネ)第2704号 放送受信料請求控訴事件

直送済み

控訴人 宮内 正厳


被控訴人 日本放送協会

### 準備書面 (1)

平成28年12月27日

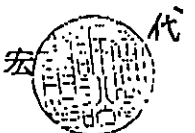
大阪高等裁判所 第2民事部 御中


#### 原告訴訟代理人

弁護士 平 山 浩 一 

同 大 澤 武 史 

同 山 本 一 貴 

同 梅 田 康 宏 

同 秀 桜 子 

平成28年12月1日付答弁書「第2 控訴理由書に対する認否及び被控訴人の主張」以下の記載を、次のとおり変更する。

## 第2 控訴理由書記載の控訴理由（弁済の抗弁）に対する認否

控訴人が、平成28年10月4日、放送受信料4万3980円及び遅延損害金4398円の合計4万8378円を被控訴人に支払ったことは認め、控訴人の主張は争う。

## 第3 控訴理由書記載の控訴理由（弁済の抗弁）に対する被控訴人の反論

仮執行宣言付判決に対して上訴を提起し、その判決によって履行を命じられた債務の存否を争いながら、同判決で命じられた債務につきその弁済としてした給付の取扱いについては、「それが全くの任意弁済であると認めうる特別の事情のないかぎり、同法一九八条二項（現行民事訴訟法260条2項；被控訴人代理人註）にいう「仮執行ノ宣言ニ基キ被告カ給付シタルモノ」にあたると解するのが相当である」（最高裁昭和47年6月15日判決・民集26巻5号1000頁）とするのが判例である。

この点、控訴人は、放送受信料及び遅延損害金を被控訴人に支払った上で、単に、弁済の抗弁を追加的に主張しているにすぎず、「全くの任意弁済であると認めうる特別の事情」は認められない。従って、弁済の抗弁の主張は失当である。

以上